

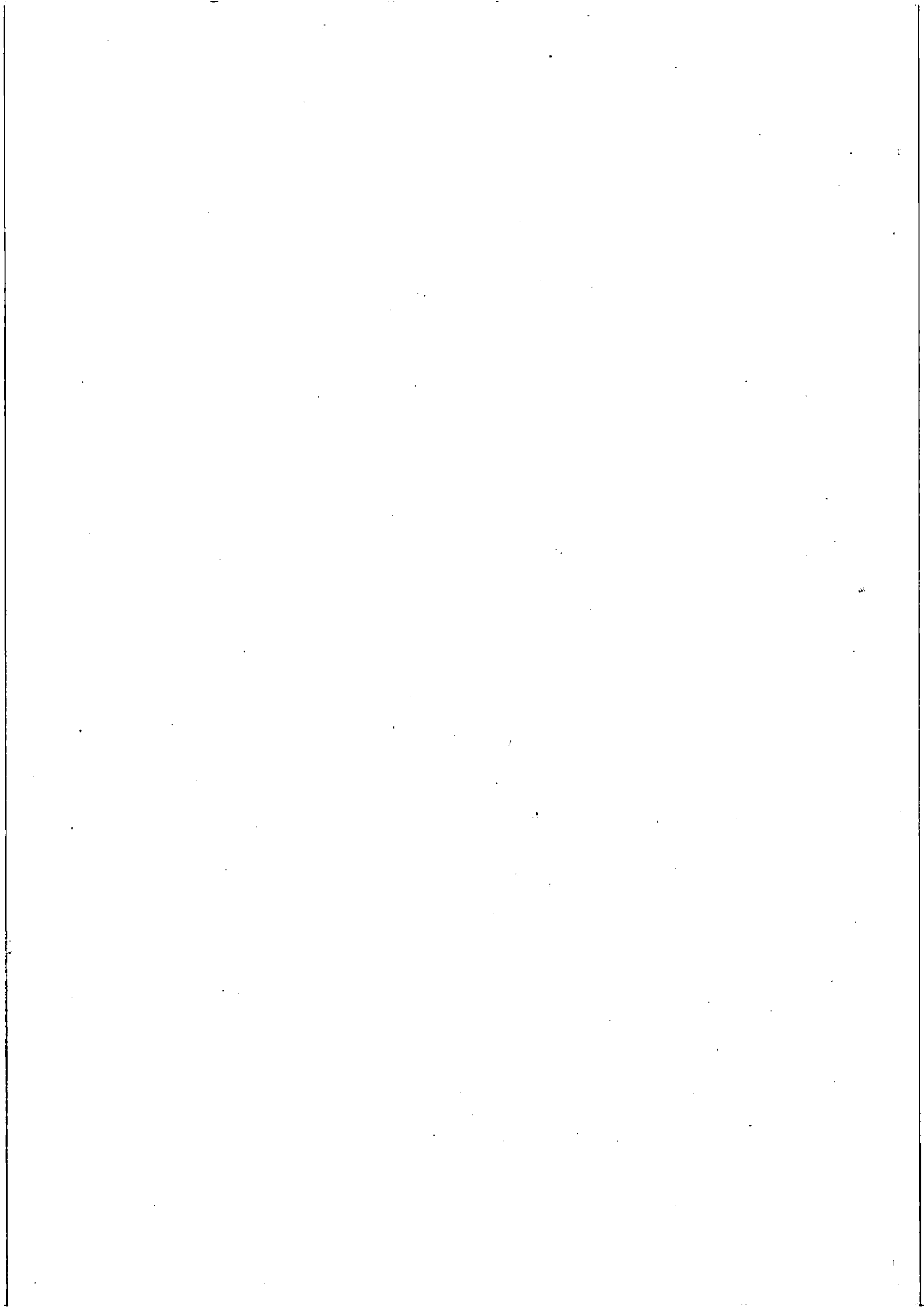
紀北地域森林計画書

(紀北森林計画区)

自 平成 2 4 年 4 月 1 日
計画期間
至 平成 3 4 年 3 月 31 日

(平成 2 5 年 1 2 月変更)

和 歌 山 県



紀北森林計画区

1 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する

(単位 面積：h a)

区 分		面 積	備 考
総 数		6 2, 7 3 2	△ 5 1 ha 現況が森林以外となったため
市別 内訳	紀の川市	1 0, 6 2 3	△ 3 ha 現況が森林以外となったため
	橋本市	7, 4 4 2	△ 4 8 ha 現況が森林以外となったため

- その他の市町については、平成25年3月12日公表の地域森林計画のとおり
- (注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
3. 森林計画図は和歌山県庁、海草振興局、那賀振興局及び伊都振興局に備え付け閲覧に供する。

2 「第3-2(2)天然更新に関する指針」の一部を次のとおり変更する

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

① 天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は1ヘクタール当たり10,000本とし、天然更新すべき立木の本数は、稚樹高50cm以上の更新樹種が、期待成立本数に対して10分の3を乗じた本数以上が成立している状態とすること。

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新については、気候その他の立地条件を勘案して、適期にかき起こしを行うことを定めるものとする。

ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいはかき起こしを行うこと。

また、発生した稚樹の生育促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うことを定めるものとする。

萌芽更新については、萌芽の優劣が明らかになる頃に、萌芽整理を行うことを定めるものとする。

なお、天然更新の標準的な方法は、天然更新を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

③ 天然更新の完了確認方法

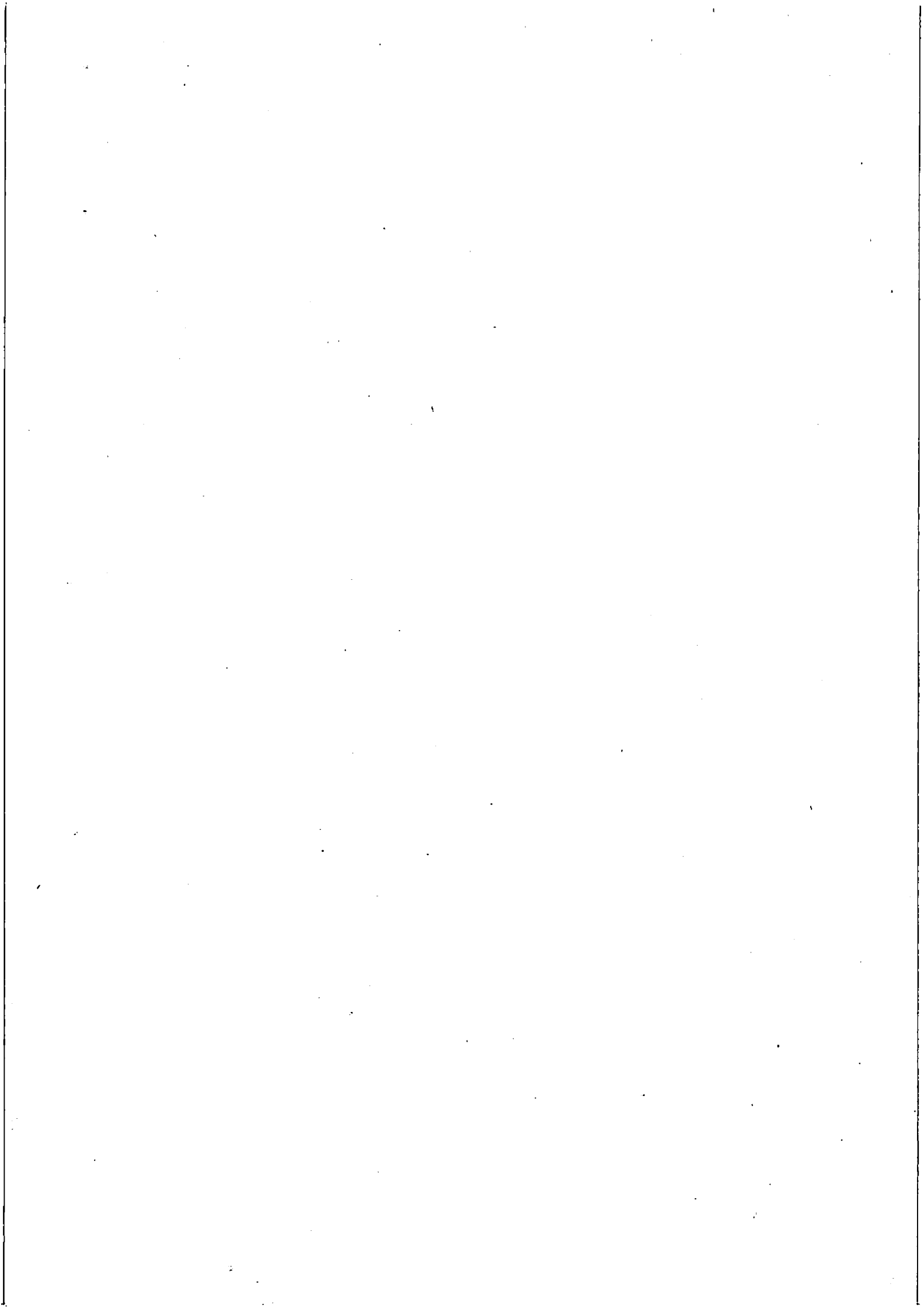
天然更新の完了確認については、森林法第10条の8及び第15条に基づく届出を受理した者は、その届出の天然更新の方法に基づき適確な更新が図られているかを現地確認するものとする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合にあつては、天然更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「和歌山県天然更新完了基準書」（平成25年9月25日付け林第455号林業振興課長通知）によるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

林地の荒廃を早期に防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに適確な更新を確保するものとする。



R70
本文は古紙リサイクル率70%
再生紙を使用しています。

